$W_{28}$ ＝ 0.9186
$W_{29}$ ＝ 0.7237
$W_{30}$ ＝ 0.73508
$W_{令元}$＝ 0.02169

$W_{令2}$＝ 0.03610
$W_{令3}$＝ 0.04881

$X_n$　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$Y_{18}$ ＝ 1.000
$Y_{19}$ ＝ 0.981
$Y_{20}$ ＝ 0.99792
$Y_{21}$ ＝ 1.05811
$Y_{22}$ ＝ 1.06075
$Y_{23}$ ＝ 1.06604
$Y_{24}$ ＝ 1.094
$Y_{25}$ ＝ 1.113
$Y_{26}$ ＝ 1.075
$Y_{27}$ ＝ 1.038
$Y_{28}$ ＝ 1.0226
$Y_{29}$ ＝ 0.8057
$Y_{30}$ ＝ 0.81830
$Y_{令元}$＝ 0.02415

$Y_{令2}$＝ 0.04019
$Y_{令3}$＝ 0.05434

$\beta$　段階補正Ⅰ係数

算式ⅩⅣ

$$\frac{\sum_{n=14}^{令3}(B_n \times C_n) + \sum_{n=14}^{令3}(D_n \times E_n) + \sum_{n=25}^{令3}(F_n \times G_n)}{536\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅣの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　地方税法附則第 15 条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受けるために同条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供するために同条に規定する旅客会社等か

$X_{28}$ ＝ 0.7250
$X_{29}$ ＝ 0.7133
$X_{30}$ ＝ 0.03483
$X_{令元}$＝ 0.02133

$X_{令2}$＝ 0.03550

$Y_n$　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$Z_{18}$ ＝ 1.000
$Z_{19}$ ＝ 0.981
$Z_{20}$ ＝ 1.00019
$Z_{21}$ ＝ 1.05925
$Z_{22}$ ＝ 1.06208
$Z_{23}$ ＝ 1.151
$Z_{24}$ ＝ 1.113
$Z_{25}$ ＝ 1.113
$Z_{26}$ ＝ 1.094
$Z_{27}$ ＝ 1.038
$Z_{28}$ ＝ 0.8208
$Z_{29}$ ＝ 0.8075
$Z_{30}$ ＝ 0.03943
$Z_{令元}$＝ 0.02415

$Z_{令2}$＝ 0.04019

$\beta$　段階補正Ⅰ係数

算式ⅩⅥ

$$\frac{\sum_{n=14}^{令2}(B_n \times C_n) + \sum_{n=14}^{令2}(D_n \times E_n) + \sum_{n=25}^{令2}(F_n \times G_n)}{554\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅥの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　地方税法附則第 15 条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受けるために同条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供するために同条に規定する旅客会社等か